

第11回投資等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成31年3月18日（月）15:00～15:58

2. 場所：合同庁舎4号館12階共用1214会議室

3. 出席者：

（委員）大田弘子（議長）、原英史（座長）、八代尚宏

（専門委員）村上文洋

（事務局）田和規制改革推進室長、窪田規制改革推進室次長

林規制改革推進室次長、小室参事官

（ヒアリング）

総務省総合通信基盤局電気通信事業部長 秋本芳徳

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課長 大村真一

公正取引委員会事務総局経済取引局調整課長 塚田益徳

消費者庁表示対策課上席景品・表示調査官 岡田博己

消費者庁消費者政策課長 内藤茂雄

4. 議題：

（開会）

議題：「モバイル市場における適正な競争環境の整備」のフォローアップ

（閉会）

5. 議事概要：

○小室参事官 それでは、規制改革推進会議「投資等ワーキング・グループ」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多用中、御出席いただき、まことにありがとうございます。

本日は、所用により森下座長代理、飯田委員、角川専門委員が御欠席です。

また、消費者庁の内藤課長は、所用により15時45分に途中退席されると伺っております。

それでは、ここからの進行は原座長にお願いいたします。

○原座長 本日の議題は「モバイル市場における適正な競争環境の整備のフォローアップ」です。

第4次答申においては、総務省・公正取引委員会・消費者庁に対し、モバイル市場の競争環境整備に向けた対応を平成30年度中に行うことを求めています。本日は、対応状況

を伺わせていただきたいと思います。

まず、3省庁から10分ずつ御説明をいただいて、その後、まとめて質疑応答をしたいと思います。

では、総務省さんからお願いします。

○総務省（秋本部長） それでは、資料1に基づきまして、御説明をさせていただきます。

昨年11月19日の第4次答申を受けまして、今通常国会に私ども総務省として電気通信事業法の一部を改正する法律案を提出しております。

2ページをごらんいただきたいと思います。

主たる改正事項、改正をお願いしたい事項は3点になります。

順に、モバイル市場の競争の促進の観点からの改正、そして、代理店の業務の適正を確保するための代理店の届出制度の導入、それから、事業者及び販売代理店におきまして、勧誘に不適正な事例が見られますことから、その勧誘の適正化を図るための改正でございます。

それぞれにつきまして、1枚ずつペーパーを御用意しております。

3ページにお進みください。

3ページから5ページまでは、左側に現状と課題をお示しし、こういう課題があるので右側のような改正をしたいという体裁の資料となっております。主として右側に基づきまして御説明をさせていただきます。

現在のモバイル市場は、大手3社が約9割のシェアを占める寡占的な状況でございます。これに加えて、競争阻害行為が見られますことから、携帯事業者及びその販売代理店に対しまして、競争阻害行為を禁止するという規律を導入することにより、モバイル市場の公正な競争を促進したいと考えております。

右側の①にお示ししておりますとおり、端末の購入等を条件とする通信料金の割引と利益の提供を約することを禁止しております。この利益の提供の中には、端末料金の割引とかキャッシュバックなどを想定しております。

この裏側としまして、通信契約の継続利用を条件とする端末代金の割引も禁止とすることを想定しております。

これによりまして、通信料金単体での比較競争を促進するとともに、これまで過度な割引によって有効に機能していなかった端末市場の市場メカニズムが回復することも期待している改正でございます。

②といたしまして、行き過ぎた囲い込みを禁止しております。

利用者側からの解約を不当に妨げるような提供条件を約することを禁止したいと考えております。

これによりまして、利用者による自由な事業者の乗り換えを促進したいと考えております。

①、②とも、ともにこれらの禁止行為に違反した場合には、業務改善命令の対象にした

いと考えております。

下の図にお示ししておりますとおり、現状では購入する端末によって、同じ事業者による同じデータ通信量のプランであるのに、購入端末によって通信料金が異なるという不公平感がございます。端末の非購入者ほど高い料金を支払わなければならない。

ただ、こうした割引の原資は、端末の非購入者も含めました通信料金収入全体で賄われているというのが現状でございます。これを、禁止行為規制を導入することによりまして、端末購入を条件としない、通信料金一律の低廉化を促していき、利用者全体の利益の向上につなげていきたいと考えている改正でございます。

4 ページにお進みいただきたいと思っております。

販売代理店の業務の適正性確保のために、販売代理店につきまして、事前届出制度を導入したいと考えております。

右側にお示ししておりますとおり、一定の通信サービスの契約の締結の媒介等の業務を行おうとする販売代理店につきましては、あらかじめ総務大臣に届け出をしていただきたい。

届出事項として想定をしておりますのが、①から④まででございます。

販売代理店の名称・住所・代表者氏名は、個々のショップごとではなく、ショップを運営する事業主体、法人ごとに届出をしていただきたいと考えております。

それから、取り扱う通信サービスの事業者名。

そして、直接の委託元、電気通信事業者、または二次、三次の代理店であれば、その直接の委託元である一次代理店あるいは二次代理店の名称。

そして、取り扱う通信サービスの区分を届け出ていただきたいと考えております。

この届出制の導入によりまして、販売代理店を迅速・的確に把握することにより、仮に禁止行為違反がございましたら、業務改善命令の円滑な執行を担保することとしたいと考えているものでございます。

5 ページにお進みいただきたいと思っております。

現行の利用者保護規律では対応し切れていない苦情相談がございました。これにつきましては左側からごらんいただきたいと思っております。

どのような行為かと申しますと、勧誘主体等について誤解を与えるあるいは勧誘目的であることを明示しないという事例でございます。

左側の「苦情の例」として明朝体でお示ししておりますとおり、大手通信事業者からの電話だと思って契約したところ、別の事業者だった、あるいは単なる契約プランの変更と思ったら別会社との契約になっていたという苦情相談が非常に多いところでございます。

そこで、右側に記載してございますとおり、通信サービスの勧誘に先立って、自己の氏名もしくは名称、または勧誘である旨を告げずに勧誘する行為を禁止するという規定を導入しているところでございます。

この禁止行為につきましても、違反した場合には業務改善命令の対象としたいというこ

とで、電気通信事業法の改正案を提出させていただいているところでございます。

こうした電気通信事業法の改正以外の事項といたしまして、現在、モバイル市場の競争環境に関する研究会で検討している事項を7ページでお示しをしております。

先週の木曜日、14日に中間報告書の案をまとめておりまして、4月1日までパブリックコメントにかけている最中の内容でございます。

左側に「『利用者料金その他の提供条件』に関する事項」をまとめております。そのうち、①、②が今ほど御説明いたしました電気通信事業法の改正案の内容に該当するものでございます。

これ以外に「③利用者の理解促進」といたしまして、2年間なら2年間の拘束期間全体における支払総額、通信料金、端末代金の支払総額の目安の提示が行われますように、消費者保護ガイドライン、これは電気通信事業法26条の説明義務等の規定を受けた、さらにその細目を定めたガイドラインでございます。こちらを改正するという点を盛り込んでおります。

それから、店頭手続き時間の短縮に向けた各社の取り組みの効果を検証する。

「広告の適正化」につきましては、消費者の誤認を招くような店頭広告表示とならないよう、事業者の自主チェックの取り組みを注視する。また、業界団体におきまして、自主基準等の見直しを検討しておりますので、その点について中間報告書案に盛り込んでいるところでございます。

また、「⑤中古端末の国内流通の促進」につきましては、リユースモバイル関連ガイドライン検討会という民間の業界団体におきまして、3月8日に第1版の中古端末の取り扱いについてのガイドラインが作成されております。

格付基準や端末内の利用者情報の消去のあり方についてガイドラインが作成されているところでございますので、そうした点について盛り込んでおります。

右側が「『事業者間の競争条件』に関する事項」を整理しているものでございます。

①といたしまして「接続料算定の適正性・透明性の向上」でございます。

まず、透明性の向上にかかわる事項といたしまして、2019年度末に届け出される接続料から、現在の実績原価方式に代えて、将来原価方式による算定を実施するという点を案として盛り込んでいるところでございます。

それから、適正性にかかわる事項といたしまして、2018年度末に届け出される接続料から、審議会へ算定根拠の報告を実施するという点を盛り込んでおります。

②といたしまして「音声卸料金の適正性の確保」につきましては、卸料金と利用者料金との比較検証を実施するという点を盛り込んでいるところでございます。

「③ネットワーク利用の同等性確保に向けた検証」につきましては、MNOのサブブランドやグループ内MVNOとその他のMVNOとの同等性の確保のために、事業者間の接続料等と利用者料金との比較検証の実施といった点を盛り込んでいるところでございます。

また、第二種指定電気通信設備制度を、全国系のBWA事業者、具体的にはKDDIグループの

UQコミュニケーションズとソフトバンクグループのワイヤレスシティプランニングに適用すべく、速やかに指定することによりまして、当該事業者のネットワークの提供条件を適正化するという点を盛り込んでいるところでございます。

資料1についての説明は以上でございます。

○原座長 では、次は公取さん、お願いします。

○公正取引委員会（塚田課長） それでは、資料2につきまして、御説明申し上げます。

まず、第4次答申のbへの対応について、御説明したいと思います。

先日の答申を受けまして、欧米各国の競争当局・規制当局が、携帯電話市場の競争環境の整備にどのように取り組んでいるか、法執行、法制度、その他の取り組みについて公表資料から確認をしております。

1枚おめくりいただきまして、スライド1でございます。

米・英・仏・独、各国とも全国的なMNOが3社ないし4社存在しております。

このMNOは各国ともシェアの高い順に並べております。米国のU. S. Cellularにつきましては、特定の地域のみで事業展開をしており、他の4社に比べますとシェアは非常に小さいと考えております。

それから、MVNOのシェアがどのぐらいかということですが、これは各国によって異なりまして、また、統計が必ずしも一定していないところもありまして、ここには書かなかったわけでありまして、アメリカですと、恐らく約5%程度ではないかと言われております。イギリスは約10%から15%。フランスも約10%程度。ドイツに関してはさまざまな統計情報がありまして、20%弱ぐらいではないかということから30%ぐらいあるのではないというような情報もございます。

これらのうち、米国につきましては、最近の動きは特段確認できませんでしたが、欧州の英・独・仏において取り組みが見られております。

次のスライド2に移りまして、法執行、つまり、違反行為に競争法を適用した事例としては、最近の事例ではフランスの2事例がございました。

1つは差別対価の事件であります。

フランスのSFRという第2位の業者でありますけれども、その子会社のSRRが、レユニオンとマヨット、これらはいずれもマダガスカル島周辺に所在するフランスの海外県なので、レユニオンとマヨットにおける事業者向け取引で、それぞれ60%と85%のシェアを有しておりました。

SRRは、事業者向け取引において、自社の回線網内の通話料金、つまり、ともにSRRと契約している者同士の通話料金について、他社の回線網宛ての通話料金、つまりSRRと契約している者から他の通信会社と契約している者への通話料金に比べ、著しく安い価格を設定しておりました。

もちろん、異なるサービスの価格に差をつけること自体は直ちに競争法上の問題とはならないわけで、実際この件でも、自社回線網内の通話サービスと他社回線網宛ての通話サ

ービスのコストには差がありました。

通話料金の差が、そのようなコストの差を適切に反映したものであれば、直ちに問題となるとは言いづらいののですけれども、例えば、レユニオンであれば、利用者の通話料金の差は、コストの差の最大で10倍となっております。

そのような合理的に説明できない著しい価格差による顧客の誘引が、フランス競争法で禁止されております支配的地位の濫用に当たると認定されて、競争委員会は、SFRとSRRに対して計1070万ユーロの制裁金を科したという事例であります。

それから、ほぼ同じ時期の事例ですが、その下の排他取引であります。

これはフランスの携帯電話の首位事業者であるオランジュの行為が、競争法違反と認定された事例であります。

オランジュは、事業者向け取引では売上高ベースで55%弱、契約回線数ベースで50%強のシェアを有しておりました。

オランジュは事業者向け取引において、契約期間や使用量に基づいて付与されるポイントについて、契約期間終了後に、契約を更新しない限りポイントを利用できないとしておりました。

また、オランジュは、契約期間の延長を条件とした10%から15%の割引を行っていたほか、契約回線数や使用量に応じた割引を行っておりました。

割引を行うこと自体が、競争法上、直ちに問題となるわけではございませんけれども、この契約回線数や使用量に応じた割引というのは、回線数や使用量が増えるに従って割引率が非常に高くなっていくという累進的なものであります。

例えば、契約回線数が100以上200未満の場合は割引率33%、400以上500未満の場合は52%、回線数が1社で1,000以上の場合は63%の割引にもなるという、非常に累進的な割引になっておりました。

このような累進的な割引が設定されている場合、利用者は複数の通信会社と契約するよりもオランジュのみと契約した方が得になるため、他の通信会社を排除する効果があると考えられます。

これらの行為などにつきまして、支配的地位の濫用に当たると認定されて、オランジュは3億5000万ユーロの制裁金を科されております。

次に法規制でありますけれども、まず期間拘束については、英・仏・独のいずれにおいても、消費者向け取引において24カ月を超える契約を締結することを禁止しております。

また、消費者が12カ月以下の期間の契約も選択できるようにすることを義務づけております。

このように各国で規制がそろっておりますのは、恐らくEUが欧州議会及び理事会指令を出しまして、加盟国各国に対して国内法の整備を求めたためであると考えられます。

このほか、英国では国内の消費者、それと小規模事業者向け取引において、利用者の明示的同意なしに期間拘束契約を更新することを禁止しております。

また、ナンバーポータビリティにつきましては、その手続作業について、イギリス及びドイツでは1営業日以内、フランスでは3営業日以内に完了するということを義務づけております。

その次のページ、スライド3に参りまして、その他の競争促進に関する取り組みについて調べましたところ、まずは英国の、これは競争当局ではなく規制当局のOfcomでありますけれども、競争を促進するためには消費者への適切な情報提供が重要であるという観点から、携帯電話を含む電気通信サービスの分野における各事業者のサービスを比較したレポートや、あるいは価格動向に関するレポートを公表しております。これは1回公表して終わりというわけではなくて、期間をおいて複数回公表しております。

それから、国内の価格比較サイトを定期的にOfcomがチェックして、正確で包括的な情報を提供しているサイトには公認を与えております。昨年9月までに9つのサイトを認定しております。

フランスは競争当局である競争委員会が、規制当局に対しまして、MNOとMVNOとの間の契約条件の見直しを含む、携帯電話市場の競争促進のための取り組みを行うよう提言しております。

さらにドイツですが、この独占委員会というのも競争当局の一つでありますけれども、これは法執行機能を持っておらず、競争政策や競争法、政府規制に関する分野の助言を行う権能を持っている競争当局であります。独占委員会は電気通信法に基づいて、2年ごとに国内の電気通信市場の競争の状況に係る報告書を公表しています。

直近の報告書については、2017年に公表されたものでありますけれども、この報告書では5Gの周波数割り当てを受けるMNOは、MVNOに対して差別的ではない条件によりネットワークを提供しなくてはならないことなどを提言しております。

フランス、ドイツにおきましては、競争当局がMVNOの競争環境の整備に関する提言を行っておりますけれども、公正取引委員会におきましても、昨年6月の報告書で同様の提言を行っているところでございます。

以上、少なくともこれまで調べた限りでは、個別事件への対応を除くと、我が国の取り組みと大きく異なる対応は確認できなかったわけでありまして、引き続き各国の競争政策の動向を注視していきたいと考えております。

また、そういった検討も踏まえまして、しかるべき時期に携帯電話市場における競争の状況について再度実態調査を行い、競争政策上の問題点を検討して、結果を公表するということについて、この場でお約束させていただきたいと考えております。

もちろん、言うまでもありませんけれども、個別の違反事件の情報に接した場合には、必要な調査を行うこととしたいと考えております。

次に中古端末実態調査についての答申fでありますけれども、これにつきましては調査中でございますので、現在、書面にして御説明できることがなく恐縮でございますが、既に一部報道がありましたとおり、昨年暮れにMNO3社に対して調査票を送付したほか、中古

端末取扱業者からヒアリングを行っております。現在、調査中でありますけれども、引き続き調査を進めていくこととしたいと思います。

御説明は以上です。

○原座長 ありがとうございます。

では、消費者庁さん、どうぞ。

○消費者庁（岡田調査官） では、消費者庁のほうから、資料3につきまして、簡単ではございますが説明させていただきます。

資料3ですけれども、これは昨年11月に公表いたしました、携帯電話・スマートフォンの端末販売に関する、いわゆる店頭での広告表示についての景品表示法の考え方について取りまとめたものであります。この考え方を我々が策定するに際しては、全国の消費生活センターに寄せられる消費者からの相談内容を精査し、かつ、我々消費者庁のほうでも販売店の実際の店頭の広告表示がどうなっているのかとついて実際にサンプルを収集した上で、それらの分析を行い策定したものでありまして、2つの柱から構成されております。

1つ目は、景品表示法上問題となる表示例と、景品表示法の考え方をまとめております。

もう一点は、事業者の方々に向けて適切な表示、広告に向けて留意していただきたい点を取りまとめております。

まず1点目の景表法上問題となる表示例等について、御説明したいと思います。

3ページまでめくっていただきまして、景表法上問題となり得る広告表示の例を示しておりますが、これには2つの類型があろうと考えております。

1つ目の類型は、実際に安い端末の販売価格になるためには、さまざまな条件があるにもかかわらず、店頭での広告表示では安い販売価格の点を強調表示する一方で、その適用条件は明確には表示されていないことによって、消費者の側は特段の条件なく、誰でも安く買えるかと誤解させるような表示をしている場合には、これは景品表示法上問題となり得るという例であります。

具体的な事例として、3ページ目の例は、実際には指定の回線契約がこの端末が格安価格となる条件でもあるにもかかわらず、表示広告上は、そういった条件が特段記載されていないような広告の例であります。

4ページのほうに進んでいただきまして、この例は、こういった2,018円という格安の端末価格となるためには、実際には他社との契約からの乗りかえが条件であるにもかかわらず、店頭での広告表示上は、乗りかえが条件であるという条件は何ら記載はないという例であります。

5ページのほうに進んでいただきまして、この例は、契約するに当たって、いろいろな有料のオプションサービスへ入ってもらえれば、この端末価格になるということで、そういう意味で「実質負担額」と書いてある面もあると思うのですけれども、格安の端末価格になるためには、実際には販売店が指定する有料のオプションサービスなどに加入する必要があるにもかかわらず、広告表示上には、そのような条件は記載されていない例であり

ます。

続いて、6ページでございますけれども、この例は、格安の端末価格になるためには、実際にはいわゆる固定通信のインターネットへの接続サービスなど、他の通信サービスについても、併せてその販売代理店で契約するということが条件になっているのにもかかわらず、広告表示上にはその旨が表示されていないケースです。

7ページに進んでいただきまして、次の例は、端末単価だけではなくて、キャッシュバックについても広告表示が行われることがあるのですけれども、実際には、広告にあるキャッシュバックの金額を得るためには、他社からの乗り換え以外にもいろいろと条件があるにもかかわらず、広告表示上は、そのような条件は記載されておらず、他社から乗りかえることのみでキャッシュバックが得られるかのような表示というのは問題があります。

あと、8ページに進んでいただきまして、この例は、実際には、以前に使っていた端末機器について下取りに出すことが、格安の端末価格の条件となっているのにもかかわらず、広告表示上には、そのことには何ら表示がないという場合であります。

なお、これらの安い端末価格の適用条件が、単に書いていないという場合のみではなくて、仮に記載はされているのですけれども、明瞭に記載されていない、あるいは消費者にはわかりにくい、消費者が認識できないような遠い場所とか小さい字のような表示方法をとっている場合にも景品表示法上問題となり得るということについても、この考え方の中で示しているところです。

2つ目の、景表法上問題となる類型としましては、10ページに進んでいただきまして、安い端末の販売価格については、事業者が提供する台数あるいは提供する期間、いわゆる台数限定や期間限定という形ですけれども、そのような広告表示をしているにもかかわらず、実際にはそういった台数や優待キャンペーンの期間の限定がないようなものでありまして、1つ目の事例は、販売台数について10台限りとって表示しているにもかかわらず、実際には10台を超えても多数販売しているような例であります。

11ページのほうに進んでいただきまして、いわゆるキャンペーン企画として、9月末日までに限定という形でこの安い価格で販売ということを広告でうたっているのですけれども、実際には10月末、11月末、12月末と期間をどんどん繰り延ばしをしている結果、期間限定が中身を伴わないものになっている場合にも、景品表示法の問題となるおそれがあるということを示したところであります。

前後して申しわけありませんが、2ページに戻っていただきまして、(2)として、事業者サイドに留意していただきたい点についても取りまとめております。

我々が広告表示を分析を行った中では「詳しくは店員にお尋ねください」というような記載がなされて、それによって具体的な価格の適用条件等をスキップしている、広告表示上には明瞭に書かないというような形も散見されました。

携帯電話の料金体系あるいは契約内容については、消費者にとって複雑な内容なものが少なくないため、消費者が携帯電話の契約に際して、店頭で店員の方から口頭で説明を受

けるということになっても、やはり長時間にわたる説明になることもあって、消費者の方が十分に、的確に理解できるのかという問題も生じてしまうので、店頭で説明を受ければ万事解決するというものもないだろうと考えております。このため、消費者庁といたしましては、事業者サイドにも、こういった端末に係るお得な価格を訴求する広告表示を行う場合には、具体的な内容を明瞭に記載していただく、消費者への適切な情報提供に努めていただくことが重要という考え方をお示しさせていただいたところです。

この考え方を11月に公表いたしまして、その後、通信業界の業界団体等への説明等も行っており、事業者の方からの相談も受けて、広告表示については適正化に向けて、少しずつではありますが取り組んでいるところです。

以上でございます。

○原座長 ありがとうございます。

これでよろしいですか。

答申との関係で確認させていただきたい点、3点ほど先にお伺いしますが、まず、総務省さんに、答申の一番最初の項目で、競争環境の国際比較を踏まえて、今年度中に包括的な解決策の全体像をお示ししてくださいということにしております。この競争環境の国際比較について、どうなっていたのかを補足いただけますでしょうか。

それから、公正取引委員会さんに2点ございますが、まず、国際比較の御説明をいただいてありがとうございます。

特に、法執行の部分に関して、例えば、フランス競争委員会などの事例をお示しいただいたわけですが、例えばオランジュがやっていたようなケースが日本であったとすれば、日本の独禁法上はどのような執行がなされることが想定されるのか。

また、逆に、日本でなされているような2年縛り、4年縛りのような事例が仮にフランスであったとしたら、フランス競争委員会ではどのような法執行が想定されるのかといった観点でもう少し補足をいただければと思います。

あと、公正取引委員会さんにもう一点、中古端末の流通実態の調査について、まだ継続中とのことでしたが、これはいつの段階でどう教えていただけるのかを教えてください。

最後に消費者庁さんですが、御説明をいただいた考え方に基づいて、具体的にどのような運用改善をこれからなされていくのかを、少し補足をいただければと思います。

済みませんが、順番にお願いいたします。

○総務省（秋本部長） 原座長から御指摘いただいた点、国際比較につきましては、このモバイルの公正競争確保の研究会におきまして、特に初期段階において、有識者からヒアリングをする中で、国際比較、他の先進諸国はどうかという点についての御紹介をいただいております。

例えば、アメリカではキャリア4社体制の中で、業界第3位のT-Mobileがアンキャリア戦略をとって、誠実、シンプル、安いという料金体系を打ち出したことで、料金が一気に

下がった、競争が進んだという御紹介がなされております。

また、フランスにつきまして、第4のキャリアとしてFree MobileがMNOとして参入したことによって、料金水準がやはり下がってきている。競争が促進されています。

また、イギリスにおきましても、SIMオンリー契約が2015年から増えてきて、やはりシンプルな料金体系というものが導入されることによって競争が促進されています。

そして、ドイツにつきましては、公正取引委員会さんからも御紹介がありましたように、MVNOのシェアが比較的高いという紹介がございまして、3キャリア体制の中にあってもMVNOも一定のシェアを占めているということで、競争が促進されているという御紹介がございました。

こうした海外の動向を踏まえて、シンプルでわかりやすい携帯電話の料金プランの実現、そして、販売代理店についても禁止行為規制を徹底するということが必要だということで、緊急提言がまず取りまとめられ、そして、今、事業者間の競争条件整備も含む中間報告案をパブリックコメントに付している段階でございます。

ひとまずの回答とさせていただきます。

○公正取引委員会（塚田課長） 続きまして、お答えいたします。

まず、法執行に関して、フランスのオランジュの事例がもし日本であったらどうなのかという点であります。

この支配的地位の濫用という行為は、日本の独禁法には直接に相当するものはなく、類似したものであれば私的独占に対する規制がございまして。オランジュについては累進的なディスカウントを行ったものでありますけれども、いわゆる累進的なりべートについては、過去に私的独占に該当するとして措置をとった事例がございまして。

このような累進的割引なりりべートなりによって、他の事業者の事業活動を排除して、競争を実質的に制限するような場合には、独禁法違反になる可能性が高いだろうと考えております。

それから、仮に2年縛り、4年縛りがフランスで行われていたらどうなのかというところは、仮定の話なのでなかなか難しいところもございまして。フランスの競争法違反行為に支配的地位濫用というのがあるのですが、これはまず支配的地位にあるかどうかを認定しなくてはならないということになっています。

必ずしも法令上で明確に決まっているわけではないのですが、例えばEUの裁判所は、ある事件の判決におきまして、シェアが50%を超えた場合には支配的事業者であることを強く推認させるという判示をしております。フランスのオランジュの事件の決定を見ても、この判決が参照されております。

EUが支配的地位の濫用を認定した事件の中で、確認できた限り違反行為のシェアが最も低かったのは39.7%の事例なのですが、この事件においては、行為者のシェアは40%を割っているものの、裁判所は、当該事業者が首位事業者であったこと、第2位の事業者のシェアが8%に満たないというガリバー的な事業者であったことなどの諸事情を検討した上

で支配的地位にあると認定しております。

仮に我が国の市場の状況と全く同じであり、それぞれ30%、20%ぐらいで拮抗しているのであれば、一般論としては支配的地位はなかなか認められにくいのかなとは考えております。

それから、中古端末の調査でありますけれども、現在、総務省とも共同して調査を進めているところがございますけれども、申しわけありません、現時点では調査中ということで、取りまとめ時期についても、今ここではお示しすることはできないと考えております。

○原座長 取りまとめ時期もわからないのですか。

○公正取引委員会（塚田課長） はい。

○原座長 それは30年度に実施で、直ちに調査をいただくのだと思っていたのですが。

○公正取引委員会（塚田課長） はい、直ちに調査をしております。

○原座長 それで、その年度内の状況は教えていただけないのですか。

○公正取引委員会（塚田課長） 年度内は取りまとめは難しいと思います。

○原座長 少なくともめどは教えてほしいのです。

○公正取引委員会（塚田課長） 申しわけございません、現時点では、めどはこの場では申し上げることができない状況です。

○大田議長 具体的にどういう調査を今しておられるのですか。調査を始めているのに、終わりの時期がわからないというのは、意味がよくわからないのですが。

○公正取引委員会（塚田課長） 今、調査票を送ったりあるいはヒアリングを行ったりしているところでもありますけれども、何分、相手のあるところがございますので、最終的な取りまとめの時期というのは、現時点では未定でございます。

○大田議長 調査票の回収時期はどうなっているのですか。

○公正取引委員会（塚田課長） 調査票は既に回収を一部しておりますけれども、ただ、調査票だけでは必ずしもわからないところがありますので、調査票の内容を精査した上で、おかしなところがあれば指摘し、さらにヒアリングを進めていくということになります。

○原座長 もう一回、後で戻りますけれども、それは年度内に調査していただいていることにならないのではないかと思うのです。

○公正取引委員会（塚田課長） ただ、年度内に調査に着手はしております。

○原座長 いや、調査に着手はされたのだろうかけれども、年度内に何が終わるのがわからない。

いいです。一回、消費者庁さんのお答えを聞いて、その後、またもう一回話します。

○消費者庁（岡田調査官） 景表法上の考え方の公表後の対応ですけれども、携帯通信の事業者団体のほうに説明会等を行いまして、内容の説明をしっかりとっております。

あとは、事業者のほうから相談もあれば、相談にも対応しております、事業者サイドからは広告の店頭表示の文字を大きくしたり、あるいは支払総額の明記などの対応もするというような話も伺っておるところであります。

そういった啓発や説明、相談への対応のほか、景表法違反が疑われる情報がありましたら、しかるべく行政調査を行い違反事実を確認しまして、行政処分や行政指導を行っていきたくて考えておりますが、まだ具体的な調査の事例等は現時点のところはございません。

○原座長 どうぞ。

○大田議長 いろいろ前向きに取り組んでくださいます、ありがとうございます。

まず総務省さんに伺います、1つは、御説明いただいた資料の3ページの②、「行き過ぎた囲い込みの禁止」というところなのですが、何が行き過ぎているかは、何らかの基準が示されるのでしょうか。例えば、期間拘束の契約とか自動更新とか。

○総務省（秋本部長） 具体的には、今後、省令で規定していきたくて考えております。

改正法案の条文は、「契約の解除を行うことを不当に妨げることにより、電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのあるものとして、総務省令で定める料金その他の提供条件を約することを禁止」ということになっておりまして、具体的な内容を省令で規定していきたくて考えております。

どんなことを想定しているのかと申しますと、違約金です。違約金の額が高過ぎないかどうか。現在、一定の期間に解約をすれば違約金がかかりません。具体的には契約をしてから24カ月目から26カ月目、その3カ月間でございます。それ以外の時期に解約いたしますと、携帯キャリアは一律に9,500円の違約金を取っております。これが不当に高過ぎないか。逆に言いますと、違約金の水準をこれ以下にできないかというような省令をつくることによって、高過ぎる違約金というのを禁じていきたくて考えております。

それから、期間拘束のあるなしによって、料金水準が同じ通信事業者でも異なります。2年間の期間拘束があって、途中で解約すると違約金がかかるプランの音声基本契約は、携帯3キャリアは月2,700円でございます。

これが期間拘束なし、いつでも解約でき、違約金もなしのプランになりますと、2社は月4,200円、1社は月5,400円まで上がります。期間拘束あるなし、違約金の払いがあるなしで、月1,500円なり月2,700円の料金差があります。

こうなりますと、どうしても期間拘束あり、違約金ありのプランに利用者は誘引されてしまう。この期間拘束の有無による料金差について一定の上限を設けていけないかということが念頭にございます。

それから、違約金を払わずに解約が可能な期間について、24カ月から26カ月目だと申し上げました。これが万一不当に短い場合は、やはり違約金がかかりやすくなりますので、この期間が短過ぎないかという点も、メルクマールの一つとなろうかと考えております。具体的には省令で規定していきたくて考えております。

○大田議長 実施事項との関係で、総務省さんに2点伺います。1つは、資料の7ページの右側の「③ネットワーク利用の同等性確保に向けた検証」について。比較検証をこれから実施して下さるということなのですが、実施事項では「検証と必要な対応を行い」となっています。比較検証をやっていただいた後の「対応」はいつごろになるのでしょうか。

2つ目は、先ほど公取さんに伺った、端末流通実態の調査についてですが、実施事項での主語は総務省と公取になっています。直ちに調査はして下さったということですが、その結果について、総務省さんのほうから、改めていつごろなのかをお願いします。

○総務省（秋本部長） 2点、担当課長からお答えします。

○総務省（大村課長） まず、1点目のネットワーク利用の同等性確保に向けた検証でございますけれども、こちらにつきましては、研究会で御議論いただいて、接続料と利用者料金との比較検証を行ってみた上で、これは逆転していると、それは補助があるのではないかということになっていくわけですが、その第一弾をまずやりなさいという御提言をいただいたところではあります。

仮に逆転があったとすると、その理由が何であるのかとか、そこに第二弾の検証に入っていくということになりますので、そうしますと、その第二弾の検証をどういう手法でやっていくのかというのが、さらに次の検討に入っていくということですので、ステップ・バイ・ステップで進んでいっている。今、第一段階を早急にやるということになったところで、その結果次第で、その先のスケジュールはまだ見えていないということが実情でございます。

○大田議長 第一弾のめどはいつごろまでですか。

○総務省（大村課長） これは早急に行いたいと思っております、実際のところは事業者には協力を要請して、今までオープンなデータとしてとっているデータではないようなデータをとっていただいて、それを出していただいた上で検証をしないと検証できないというところがありまして、どれぐらいのデータがとれるのかというやりとりを、今まさにやっているところです。

実情を言いますと、結構細かいデータを出していただかないといけないのですけれども、なかなか現状ではとれていないというものもあるようでして、事業者との調整をこれから鋭意やっていきたいと思っております。具体的なスケジュールが申し上げられなくて、すみません。

2点目の中古端末の流通の実態調査については、こちらは公正取引委員会さんと総務省両方にいただいているのですけれども、実態としても本当に共同で行わせていただいているところです。例えばMNOに対する調査票を昨年末に出して調査を行うというものの、連名で出しているものがございますので、スケジュール、その他を含めまして、全て公取さんと同じスケジュールで進んでいるものがございます。

○大田議長 同じように、いつになるかわからないということですか。

○総務省（大村課長） 見えていないというのが実情でございます。

○原座長 調査スケジュールが全く見えないというのは理解不能なのですが、調査をされている以上、その結果を教えていただきたいのですけれども、それはどうなるのですか。

○総務省（大村課長） まとまりましたら、まず11月の段階で答申でいただいたように、電気通信事業法の観点から何か問題があれば、総務省から何らかの措置をしていくことに

なるわけですが、そういうものが仮になかったとしても、まとめられる範囲で調査結果がまとめれば、何らかの形でオープンにしていくということは考えているところなのですが、実態で言いますと、この調査は、御指摘を受けまして、今までやったことがない調査を行っているものでございます。

この調査に対するMNO3社の対応は、比較的しっかりしているのではないかと私どもは思っているのですけれども、先ほど公正取引委員会からもありましたように、そういう3社であったとしても、書面での調査に対して返ってきたものが「はい、わかりました」となるようなものではなくて、ちょっと詳細を精査していかないとかよくわからないというのが返ってきているという状況もありまして、かなり細かく精査をしていかないとならないという状況もございます。そういう意味で調査の相手方との関係もあって、いつまでにそれが終わるのかということも、なかなか申し上げられないという状況でございます。

○原座長　しっかりと調べていただいているのだというのは理解しましたので、いいかげんに、何も問題ありませんでしたという報告をまとめられるよりははるかにいいことだと思うのですが、とはいえ、めどがありませんはだめだと思うのです。

もし、今回の第4次答申に基づいて、結果をいつまでにお示しをいただくとの御回答をいただけないのであれば、私たちはもう一回議論して、スケジュールをきちんと設定する形で閣議決定をし直さなければいけないと思うのですが、どうしたらいいですか。

○総務省（大村課長）　ある期限が切られるということですが、その時点で明らかになっている内容で公表するということは可能かもしれないのですけれども、例えば、今の時点でどうですかと言われますと、公表できるものですらまだ聞き取れていない状況です。我々も別にサボっているつもりはなくて、調査を行っているつもりなのですけれども、何分、相手があることであって、しかも初めてのものなので、相手方も正確な回答を一発で行っていただけないという中で、いつであれば、例えば、途上であってもまとめられるのかということも含めて、お約束することは、今、なかなか難しいという状況です。頑張りますというのは幾らでも言えるのですけれども、すみません。

○大田議長　サボっているなどということは全く思っていません。恐らく相当難しいのだろうと思うのですが、私どもの最後の答申も6月頃ですので、その前に、その時点でのある程度の状況は御報告いただきたいと思います。5月ぐらいにどんな状況かという御報告はいただけますでしょうか。

○総務省（大村課長）　その時点で最終的にまとめられるかというのは、若干自信はないのですけれども、いずれにしても、その時点での状況というのを御報告させていただきたいと思っております。公正取引委員会とも御相談の上、そうさせていただきたいと思っております。

○原座長　ありがとうございます。

あとはいかががでしょうか。

どうぞ。

○八代委員 総務省さんのほうにですけれども、先ほど、行き過ぎた囲い込みの議論で、違約金の水準ということがあったのですが、この携帯電話の違約金については、余りしょっちゅう乗りかえられたら困るので、例えば24カ月以内に解約したら必要というのは、ある程度理解できます。しかし、それに加えて、26カ月を過ぎたらまた違約金が発生するのは、なぜなのか。つまり、消費者がその2カ月を忘れていたら、また拘束期間に入ってしまうわけですね。これは不当な違約金の仕組みではないかと思っているのですが、どうでしょうか。

○総務省（秋本部長） 御指摘の点は多方面からいただいている御指摘でございます。

2年間の期間拘束で契約して、しかも自動更新でまた2年更新されていくという契約を結んでおられる利用者の方々が圧倒的に多い中、自動更新後、またこの違約金がかかる、おかしいじゃないかという点はおっしゃるとおりですが、これまでその点について特段の規制が電気通信事業法にはなかったということでございます。

○八代委員 ですから、それを行き過ぎた規制というように定義できないかということなのです。

○総務省（秋本部長） 御指摘を踏まえて、省令で規定する内容については、検討していきたいと思えます。

自動更新後の違約金の水準をどうするのかという御指摘かと受けとめましたので、検討の材料の一つとさせていただきたいと思えます。

○原座長 お願いします。

○村上専門委員 どうも、御説明ありがとうございます。

一点だけ、法改正をされて比較しやすくなるというのは大変素晴らしいことで、御努力に感謝いたします。

一方で、特に高齢者を中心に、ユーザー側がサービスの中身が非常にわかりにくいというのは昔から言われていると思うのですけれども、今回、法改正後、比較しやすくなったときに、各事業者さんに、サービスの中身をわかりやすく説明するような努力を負わせるというのは、方法としては可能でしょうか。

○総務省（秋本部長） 本日御用意した資料1で申しますと、4ページの右下、明朝体で「既存の規定」と書いてございます。提供条件の説明義務、これは電気通信事業法の第26条でございます。この説明を尽くすという点については、電気通信事業者に対しましても、通信契約の媒介を業とする販売代理店に対しましても適用されておりました、この説明義務を尽くさないと業務改善命令を出すこともできるという担保規定もございますので、適合性の原則と言っておるのですけれども、この分野に詳しくない高齢者に対するわかりやすい説明を尽くしていただくということを、法の説明義務規定を受けた消費者保護ガイドラインで、これまでも規定しておりますし、さらに充実をさせていく要素がないかどうかという点は検討していきたいと思っております。

○村上専門委員 ありがとうございます。

それで、消費者庁さんのほうにも、いろいろとそういった相談は来ていると思うのですが、それは販売代理店にフィードバックというのはされているのでしょうか。

○消費者庁（岡田調査官） 現状では、まだ消費者庁として販売代理店までの説明、相談のところは行えていないというのは、まだ現状としてはあります。

○村上専門委員 課題としては認識されているのですか。

○消費者庁（岡田調査官） そうですね。広告表示は、販売代理店等の店頭でも行われておることです。

○村上専門委員 ありがとうございます。

○原座長 あと、事務局からはよろしゅうございますでしょうか。

いいですか。

では、今までの議論で追加的に引き続きお願いしている点もございました。また、最後の点の消費者庁さんでの運用の改善、強化は引き続きしっかり進めていただければと思います。

それから、私が最初にお伺いをした中で、公正取引委員会さんには独禁法の執行の問題をお伺いいたしましたけれども、やはり従来の独禁法上の問題が指摘されていながら、なかなか改善されてこなかったことを踏まえて、より迅速に解決していける手だてがないのかという問題意識を、前回の答申以前から申し上げているとおりです。

なので、各国との比較を踏まえた研究、さらなる何らかの方策はないのかという検討は引き続き進めていただければと思います。

では、引き続き、どうぞよろしくお願いたします。

大変ありがとうございました。